

新型コロナウイルス対策（トーゴ（その6））

7月30日、トーゴ政府は、8月1日からの空路国境再開を発表しました。

再開に伴う衛生対策は以下のとおりです。

- 1 トーゴにて離発着する渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを確認するため、衛生的措置を実行する。
- 2 トーゴ入国時にロメ空港にてPCR検査が直接実施される。
- 3 受検者は、SMS又はEメールに結果通知を待つ間、自主隔離しなければならない。
- 4 検査結果が陽性であった渡航者は、自宅隔離の上、検査結果が陰性となるまで政府によって経過観察が行われる。
- 5 トーゴからの出国時はフライト前72時間以内での検査が義務づけられる。
- 6 トーゴを目的地とする渡航者は、搭乗前にオンライン登録をしなければならない。その上、渡航者はトーゴ滞在期間中の追跡アプリケーションをダウンロードしなければならない。同アプリケーションは、担当省より説明され、近日中に利用できるようになる。

なお、追跡アプリケーションや、搭乗登録を含む本衛生対策の詳細は、トーゴ政府の下記ページにてご確認ください。

<https://voyage.gouv.tg/>

トーゴ政府により7月27日時点で確認されている発症者数は874名（内607名治癒、18名死亡）です。

今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いいたします。

トーゴにおいては新型コロナウイルスの感染拡大は依然として継続しております。在留邦人の皆様への支援のため、トーゴから出国される際は、当館にご一報いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

【連絡先】 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）

大使館代表：(225) 20 21 28 63（内線111）

Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp